

高知市公園愛護会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における都市緑化行政の円滑な推進を図るため、市が設置する都市公園、児童遊園等(以下「公園等」という。)において清掃、除草活動等の公園愛護活動(以下「愛護活動」という。)を行う公園愛護会(以下「愛護会」という。)に対し、高知市公園愛護会交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者及び交付対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、高知市公園愛護会結成届(様式第1号)により市長に届出し、市長の承認を受けた愛護会とする。

2 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、交付対象者が実施する公園等における愛護活動とする。

(交付金額)

第3条 交付金の額は、別表に定めるとおりとし、毎年度予算の範囲内で市長が認める額とする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、高知市公園愛護会交付金交付申請書(様式第2号)に高知市公園愛護会活動計画書(様式第3号)その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは高知市公園愛護会交付金交付決定通知書(様式第4号)により、適当でないときはその旨を当該申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、交付金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定により交付金の交付決定を受けた交付対象者(以下「交付事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を高知市公園愛護会交付金交付申請取下届出書(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付金の交付請求及び交付)

第7条 交付事業者は、所定の交付金交付請求書により市長に交付金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付金を交付するものとする。

(変更承認等)

第8条 交付事業者は、交付金の交付決定を受けた事業(以下「交付事業」という。)について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、高知市公園愛護会交付金交付事業変更等承認申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、高知市公園愛護会交付金交付事業変更等承認(否認)通知書(様式第7号)により当該申請をした交付事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、速やかに高知市公園愛護活動実績報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

(交付金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を交付事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 交付事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 交付事業の全部若しくは一部を中止又は廃止したとき。
- (5) 愛護会を解散したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を高知市公園愛護会交付金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該取消しをした交付事業者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 交付事業者は、交付事業により取得又は効用の増加した備品等については、市長が別に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(整備保管)

第13条 交付事業者は、交付事業の経理について他の交付事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、交付事業により取得した財産1件当たりの取得金額が10万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものは、処分制限期間を経過するまで関係書類を整備保管しなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、交付事業の適正な執行を確保するため必要な限度において、交付事業者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(高知市公園愛護会助成金交付要綱の廃止)

2 高知市公園愛護会助成金交付要綱（平成17年10月6日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、この要綱による廃止前の高知市公園愛護会助成金交付要綱（次項において「廃止要綱」という。）の規定により交付決定を受けた助成金については、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の際現に廃止要綱第2条に規定する高知市公園愛護会結成届を提出し、市長の承認を受けている愛護会は、第2条に規定する高知市公園愛護会結成届を提出し、市長の承認を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市公園愛護会助成金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定により交付決定を受けた助成金については、なお従前の例による。
- 3 改正前要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市公園愛護会交付金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定は、平成27年1月30日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日前にこの要綱による改正前の高知市公園愛護会交付金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた交付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年12月1日より前に、この要綱による改正前の高知市公園愛護会交付金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた交付金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

愛護活動を実施する公園の面積	交付金額
200 平方メートル未満	20,000 円以内
200 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	20,000 円に 200 平方メートルを超える面積に 1 平方メートル当たり 50 円を乗じて得た額を加算した額以内
1,000 平方メートル以上 8,000 平方メートル未満	60,000 円に 1,000 平方メートルを超える面積に 1 平方メートル当たり 20 円を乗じて得た額を加算した額以内
8,000 平方メートル以上	200,000 円以内

備考

- 1 交付金額は、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 2 年度途中に結成の届出をし、市長の承認を受けた愛護会の交付金については、結成の届出のあった日の属する月から月割りで算出する。